

自動車関連企業等による国内販路拡大・開拓等支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 電動化やデジタル化等を踏まえたサプライチェーン再編に対応するため、県内自動車関連中小企業等が行うEV事業や新たな成長分野進出に係る国内販路拡大・開拓等の取組に必要な経費の一部を補助することで、県内自動車関連中小企業等の競争力を維持・強化することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「大企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、次の各号に該当する者については、大企業として扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

2 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。但し、次の各号に該当するものを除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を（1）から（3）までに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) （1）から（3）までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、三重県内に本社又は事業所等を有し、かつ、三重県内に補助事業の主たる実施場所を置く中小企業とする。但し、消費税、地方消費税及び全ての県税に滞納がある者を除く。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表1「補助対象経費」に掲げる経費のうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 次世代自動車、蓄電池、カーボンリサイクル・マテリアル、新エネルギー、情報、医療・ヘルスケア、航空宇宙分野、建機・農機等の産業機械など、今後成長が期待される分野に係る製品・技術等の国内販路拡大・開拓等を目的として行う国内展示商談会への出展事業であること。

(2) 県又は県が出資(出捐)した団体の他の補助金の交付を受けない事業であること。

(3) 国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業であること。

2 補助率は補助対象経費の2分の1以内、補助上限額は1,000千円とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期日までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付を受ける申請者(以下「補助事業者」という。)を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容若しくはこれに付された条件に不服がある、又は補助事業を実施しないことにする等の理由に

より、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、当該通知を受けた日から15日以内に補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の着手時期及び遂行）

第9条 補助事業の着手時期（発注、契約）は、別に定める場合を除き、当該補助金の交付決定日以降でなければならない。

- 2 補助事業者は、別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。
- 3 前項に規定する補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払の完了とする。

（補助事業の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の区分若しくは合計額を変更しようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定における変更とは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。
 - （1）補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合
 - （2）新たな補助対象経費の区分が発生する場合
 - （3）区分ごとの補助対象経費が増加する場合
 - （4）補助対象経費の合計額が増加又は20%以上減少する場合
- 3 知事は、第1項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 知事は、第11条の規定による補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、この要領、又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (5) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、県（県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町等の他の補助金の交付を受けた場合

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに事業進捗状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 15 日を経過した日又は別に定める期日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び現地調査等の検査を行い、補助金交付決定の内容（第 10 条による承認を受けている場合は、その承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の調査・公表)

第 19 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果について報告を求め、成果に関する検証を行い、補助事業の成果を公表することができる。

(補助事業完了後の報告等)

第 20 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 21 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 月 日から施行する。

(第5条関係) 別表1 補助対象経費

経費区分	内容
出展料	日本国内で開催される展示商談会に係る小間料金、web サイトへの登録料等、出展条件として主催者に支払う経費
施工費・装飾費	ブースの壁面や床面の工事及び照明やコンセントの電気工事等に係る経費、ブースのデザイン・装飾に係る経費
設備リース料	ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等
電気使用料	ブースでの電気使用に係る経費
運搬費	展示物の輸送、搬入・搬出に係る経費
配布物作成・購入費	補助事業で使用するパンフレット、ノベルティ等の配布物の作成・購入に係る経費
その他諸経費	補助事業の実施に必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。 例：広告サービス等出展条件ではないが主催者に追加で支払う費用等

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、別に定める場合を除き、補助対象経費から除くものとする。
- 2 交付決定日よりも前に発注又は購入・契約等を実施したものに係る経費、事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費、中古品の購入費、営利活動のための経費、その他補助事業に直接関わらない経費や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は対象外とする。ただし、別に定めるところにより、交付申請時に事前着手届出書を提出した場合には、交付申請後、交付決定日よりも前に着手（発注又は購入・契約等）した事業に要する経費も補助対象経費とすることができる。
- 3 その他補助対象経費に係る必要な事項については、別に定める。